令和８年（フ）第１６４号
高知市一宮しなね１丁目12―24　岡ノ堂ハイツ302、住民票上の住所高知市一宮しなね１丁目８番46号
債務者　柳　　和孝
1　決定年月日時　令和８年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２１０号
高知市役知町16番８号　メゾン潮302
債務者　田中さゆみ
1　決定年月日時　令和８年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２１８号
高知県吾川郡いの町枝川2450番地77
債務者　中内　信利
1　決定年月日時　令和８年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
高知地方裁判所破産係

破産手続廃止

令和７年（フ）第１７号
宮城県登米市南方町照井252番地３
破産者　有限会社泉商事
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所登米支部

令和７年（フ）第１８号
宮城県登米市南方町山成106
破産者　株式会社アイエス
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所登米支部

令和８年（フ）第４９号
大阪府岸和田市別所町三丁目28番19号
破産者　株式会社福々
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和５年（フ）第４１号
鹿児島県枕崎市千代田町93番地
破産者　株式会社まつのした
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所知覧支部破産再生係

令和８年（フ）第２８０号
札幌市豊平区平岸４条９丁目10番18―202号
破産者　髙橋　　光
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第４８５号
札幌市豊平区月寒東５条12丁目４番10号　中里ビル１階
破産者　有限会社林商会
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第３２０号
川崎市麻生区上麻生７丁目23番１―717号
破産者　株式会社けいそうカンパニー
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第１０４号
堺市中区福田512番地の４
破産者　株式会社忍者
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和７年（フ）第１０１９号
兵庫県宝塚市泉町25番１号
破産者　株式会社ウッドワン関西
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第２６０号
神戸市西区押部谷町西盛566―90、商業登記簿上の本店所在地神戸市西区押部谷町西盛607番地の１
破産者　ケイ総合建設株式会社
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第６１号
神戸市西区伊川谷町有瀬31番地の１　ファルファーラ伊川谷１Ｆ
破産者　有限会社かわい
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和７年（フ）第１５５号
北海道釧路郡釧路町桂木三丁目１番地１
破産者　有限会社ケーエス
1　決定年月日　令和８年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４１号
宮城県刈田郡蔵王町遠刈田温泉字上ノ原３―233
破産者　有限会社公美
1　決定年月日　令和８年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所大河原支部

令和７年（フ）第９９号
千葉県いすみ市小沢1211
破産者　田中　玲奈
1　決定年月日　令和８年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

令和８年（フ）第８５２号
横浜市鶴見区東寺尾４丁目12番25号　ロイヤルハイツ鶴見103、商業登記簿上の本店所在地広島市西区庚午北１丁目21番29―203号
破産者　コム・ハーツ株式会社
1　決定年月日　令和８年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和４年（フ）第４３５号
東京都足立区南花畑２丁目22番１号
破産者　株式会社カムストック
1　決定年月日　令和８年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和７年（フ）第８５号
新潟県燕市東太田1283番地１
破産者　有限会社遠藤ステンレス
1　決定年月日　令和８年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所三条支部